

## 松伏町地域包括支援センター案内図



**松伏町  
北部地域包括支援センター**  
住所 松伏町大字築比地678番地4  
北部サービスセンター内  
電話 048-971-8013

**松伏町  
南部地域包括支援センター**  
住所 松伏町大字上赤岩752番地1  
介護老人保健施設  
あすかHOUSE松伏内  
電話 048-992-2468

## 松伏町地域包括支援センターの担当区域

### 松伏町南部地域包括支援センター

#### 旧浦和野田線の南側

- ・松伏の一部
- ・田島の一部
- ・田島東
- ・田島南
- ・ゆめみ野
- ・ゆめみ野東
- ・下赤岩
- ・上赤岩

### 松伏町北部地域包括支援センター

#### 旧浦和野田線の北側

- ・松伏の一部
- ・田島の一部
- ・大川戸
- ・金杉
- ・築比地
- ・魚沼
- ・田中

※原則として、お住まいの区域を担当する地域包括支援センターをご利用ください。ただし、日常生活圏域は町全体を1つと設定しているため、担当区域に関わらず、どちらの地域包括支援センターも利用できます。

高齢者の心配ごとの相談窓口

# 地域包括支援センターを 利用しましょう

## 地域包括支援センターのスタッフ

地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師(または経験のある看護師)、社会福祉士を中心に構成されています。



**保健師(または経験のある看護師)**  
介護予防ケアプランの作成や  
介護予防の指導 など



**主任ケアマネジャー**  
事業者やケアマネジャー  
の指導 など



**社会福祉士**  
高齢者の権利擁護に  
関する相談 など

## 地域包括支援センターは高齢者とその家族の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者とその家族の介護、福祉、医療等に関するさまざまな相談を受けつけています。専門知識を持ったスタッフが連携し、必要な機関と協力・調整して、問題解決のお手伝いをします。

困ったときは、まず地域包括支援センターに相談ね



# 松伏町



## さまざまな相談に対応します

### 総合相談支援事業

介護、福祉、健康、医療など相談ごとを一か所で受けつけます。



#### 【例えばこんなとき】

- どこに相談していいかわからない
- 介護サービスのことで相談がある
- 近所の高齢者の様子が心配 等



専門職による対応のほか、適切なサービスへの橋渡しをします。

## 地域包括支援センターの主な役割

## 多方面からみなさんを支援します

### 包括的・継続的ケアマネジメント事業



ケアマネジャーへの支援、住みやすい地域づくりのためのネットワークづくりを行っています。

#### ケアマネジャーへの支援

皆さんに質の高いサービスを提供できるよう、地域のケアマネジャーへの支援・指導を行います。

#### ネットワークづくり

皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、サービス提供事業者や医療・行政機関等のネットワークづくりを進めています。



## 自立した生活を送る支援をします

### 介護予防ケアマネジメント事業

相談する方の状況にあった介護予防サービスをご紹介します。なんらかの介護が必要だと感じたら地域包括支援センターまたは市区町村にご相談ください。

#### 要介護認定で要支援1・2の認定を受けた方

介護予防・生活支援サービス事業と介護予防サービスを利用できます。介護予防ケアプランを作成し、サービスを利用します。



#### 基本チェックリスト<sup>※</sup>で、生活機能に低下がみられた方 (介護予防・生活支援サービス事業対象者)

介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス・通所型サービス・生活支援サービスなど)を利用できます。ケアプランを作成し、サービスを利用します。

※基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。



#### 自立した生活が送れる方(一般介護予防事業対象者)

介護が必要とならないようにするための「介護予防教室」などに参加できます。



## みなさんの権利と尊厳を守ります

### 権利擁護事業



悪質商法や虐待の被害を防ぐための情報提供などを行っています。



#### 【こんなときにはご連絡ください】

- 財産管理が不安になってきた
- 虐待が疑われる状況に気づいた
- 悪質な訪問販売に困っている
- 虐待にあっている 等

#### 高齢者の虐待の防止・早期発見

本人や家族から虐待に関する相談をお受けします。関係機関と協力しながら、高齢者の虐待防止、早期発見・対応に努めています。



#### 悪質商法の被害防止、「成年後見制度<sup>※</sup>」についての相談受けつけ

悪質な訪問販売や住宅リフォームの被害にあったとき、解約方法や事後の救済についてアドバイスをします。また、悪質商法などの被害を防ぐための情報提供に加えて「成年後見制度」を利用するための相談も受けつけています。

※成年後見制度とは、認知症などにより判断能力が不十分な方に代わって契約などをする人(成年後見人等)を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。